

情報保障について



星 雅人 議員

一般質問



菊池 久光 議員

ネーミングライツ
(命名権)の導入に
ついて

質問…ネーミングライツ(命名権)に対する本市の見解と評価について伺いたい。

答弁…ネーミングライツは、公共施設等に名称を付与する権利等を与えることであり、この権利を販売することで、市は収入を得て施設の維持管理費等に充てることができます。権利を取得した企業等は、施設に自社の名称等を命名することで宣伝効

果が期待でき、行政・購入者両方にメリットがあり、制度導入は行政にとつては、施設の維持管理費と資金調達の一つの方法であると考えます。一方、なれ

親しんだ施設の名称と愛称が異なり混乱を来す等の懸念もあり、制度設計の際にはこうした課題の解決が必要だと考えます。
質問…本市の公共施設等へのネーミングライツ(命名権)の導

入について伺いたい。

答弁…本市では、美原公園第2球場を真中満記念球場、黒羽中学校屋内プールを清水咲子記念プールとして施設の愛称を設け、市民に親しまれておりますが、そのほかにも市内にはスポーツ施設や文化施設等があることから、県内の先進事例を参考にし、ネーミングライツについて調査研究を進めてまいります。

質問…市が主催する行事への手話通訳、要約筆記の導入について市の考えを伺います。

答弁…聴覚に障害を抱えた方々への情報保障は、手話通訳、要約筆記等の手法があり、本市においては障害者総合支援法に規定されている地域生活支援事業として意思疎通支援事業を実施しています。利用実態としては、個人からの派遣要請が大半です

が、実行委員会主催の那須地区障害者スポーツレクリエーション大会や大田原市福祉ふれあいまつりなどに手話通訳者の派遣

を依頼しています。さらに市の健康セミナーにおいても、要約筆記者と手話通訳者の派遣も実施しています。また県は、令和4年、2022年に開催される国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会いわゆるいちご一会

とちぎ国体ですが、その開催に向けて手話通訳者等の増員を図っているところです。

今後は、聴覚に障害を抱えた方々に対し、今まで以上に積極的な利用を周知するとともに、市の主催する事業を所管する担当課に対しても、本事業の積極的な活用を庁内イントラネットなどを通じて周知し、本事業の認知、拡大を図ってまいります。